



組合員のみなさまへ

重要なお知らせ

2024年
7月1日より

2024年7月1日から出資金の返還(減資・自由脱退)の時期が年1回のみとなります

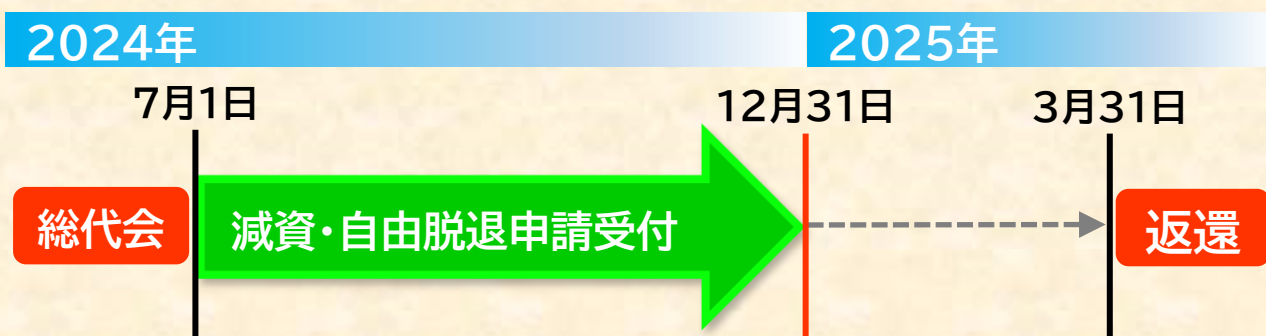
【変更理由】

これまでは、随時受付・返還を行ってききましたが、生協法や定款に規定されている通りの方法に、2024年7月1日以降変更することになりました。

【変更内容】

出資金返還例	2024年6月30日まで	2024年7月1日から
減資	随時	毎年12月31日まで申請受付、翌年3月31日に返還
自由脱退 (死亡・県外転居以外)	随時	毎年12月31日まで申請受付、翌年3月31日に返還
法定脱退 (死亡・県外転居)	随時	随時

【2024年7月1日からの出資金返還(減資・自由脱退)の流れ】



*2024年7月1日以降は、減資、自由脱退による出資金の返還が年1回のみになりますので、出資金の返還をお考えの方は、対応をご検討下さい。

組合員のみなさまのご理解とご協力をお願い致します。

 新居浜医療福祉生活協同組合

お問い合わせ先:本部 (☎ 0897-47-5890) * 受付時間: 9:00~17:00



みなさんの疑問に
お答えします！

Q1

生協法に基づく定款の内容とはどのようなものですか？

A

【自由脱退】

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

【減資】

第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

Q2

12月31日までの申請に間に合わなかったら？

A

翌年3月末に脱退・返還することはできません。翌年1月以降の申請であれば、翌々年の3月末の脱退・返還となります。

Q3

私の加入時の説明では「いつでも返還できる」とあったのにその効力はもう無くなるのですか？

A

申し訳ありませんが、今回の変更により、その項目は削除され、新たに説明文も修正しています。組合員のみなさまには全員同じ条件で対応致します。

Q4

自由脱退申請後に法定脱退(死亡、県外転居)となった場合は？

A

お手数ですが、代理人の申請での確認事項等がありますので、そのような場合には連絡をいただき、再度法定脱退の手続き後に随時返還致します。

Q5

出資金の返還方法は？

A

法定脱退は、従来通り現金か振込み。自由脱退につきましては、すべて振込みで返還致します。